



平成 30 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 木 徳 神 糧 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 山 惇  
(コード番号 2700 東証 JASDAQ)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 社 長 室 長 管 益 成  
電 話 番 号 0 3 - 3 2 3 3 - 5 1 2 1

### 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 16 日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 29 日開催予定の第 70 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所（JASDAQ 市場）に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (2) 変更の内容

平成 30 年 7 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を行います。

### (2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・比率 平成 30 年 7 月 1 日をもって、平成 30 年 6 月 30 日（当日は株主名簿管理人の休業日となるため実質上 6 月 29 日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 12 月 31 日現在）	8,530,000 株
併合により減少する株式数	6,824,000 株
併合後の発行済株式総数	1,706,000 株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

### (3) 1 株未満の端数株式が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数株式が生じた株主様に対して、端数株式の割合に応じて分配いたします。

### (4) 併合により減少する株主数

平成 29 年 12 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,746 名 (100.00%)	8,530,000 株 (100.00%)
5 株未満所有株主	128 名 (7.33%)	146 株 (0.00%)
5 株以上所有株主	1,618 名 (92.67%)	8,529,854 株 (100.00%)

（注）本株式併合を行った場合、現在 5 株未満の株式を保有されている株主様 128 名（所有株式の合計は 146 株）は株主としての地位を失うこととなります。この場合、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。なお、単元未満株式を有する株主様は、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または添付資料記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

### (5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 変更の目的

上記「2. 株式併合」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第5条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年7月1日をもって発生する旨の附則を設け、効力発生日をもって本附則を定款から削除するものといたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,000</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>600</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>附 則 第5条および第7条の変更は、平成30年7月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u></p>

#### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成30年2月16日
定時株主総会決議日	平成30年3月29日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年7月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成30年7月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成30年7月1日(予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年7月1日ではありますが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成30年6月27日となります。

以上

#### 【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式とすることです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更することに併せて、5株を1株に併合いたします。

### Q 3. 単元株式数変更、株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

また、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位（1単元株式の購入金額）を全国証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

### Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有株式数は株式併合前の5分の1となりますが、1株あたりの資産価値は5倍となります。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

### Q 5. 所有株式や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年6月30日（実質上6月29日）の最終の株主名簿に記載または記録されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数株式がある場合はこれを切り捨て）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成30年7月1日予定）前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,700株	2個	540株	5個	なし
例2	1,533株	1個	306株	3個	0.6株
例3	1,000株	1個	200株	2個	なし
例4	500株	なし	100株	1個	なし
例5	199株	なし	39株	なし	0.8株
例6	3株	なし	なし	なし	0.6株

- 例2および例5では単元未満株式（効力発生後において、例1は40株、例2は6株、例5は39株）がありますので、従前と同様に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」

手続きをご利用いただくことも可能です。

- 例2、例5及び例6において、株式併合の結果1株に満たない端数株式が生じた場合（効力発生後において、例2は0.6株、例5は0.8株、例6は0.6株）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数株式の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成30年9月中旬頃にお送りすることを予定しております。
- 効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例6のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

#### **Q6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

#### **Q7. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。**

株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の当社株式名簿管理人にお問い合わせください。

#### **Q8. 受け取る配当金額は、どうなるのでしょうか。**

株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

#### **Q9. 株主優待については、どうなるのでしょうか。**

株主優待につきましては、株式併合の割合に応じて優待の基準となる株式数を変更するとともに、100～199株（株式併合後の株式数）の優待基準を新設いたします。なお、現在株主優待をご送付している株主様への優待内容に変更はございません。詳細につきましては、本日開示しております「株主優待制度の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

#### **Q10. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。**

具体的なスケジュールは、以下とおり予定しております。

平成30年3月29日	定時株主総会
平成30年6月26日	1,000株単位での売買最終日
平成30年6月27日	100株単位での売買開始日
平成30年7月1日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成30年9月中旬頃	端数株式処分代金の支払開始日

#### **Q11. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。**

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

### 【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してのお問い合わせ、ならびに単元未満株式の買取制度および買増制度その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号  
電話 0120-232-711（通話料無料）  
受付時間9：00～17：00（土・日・祝日を除く）